

# 令和4年度静岡県デジタル地震防災センター開設業務委託仕様書

## 1 業務の名称

令和4年度静岡県デジタル地震防災センター開設業務委託

## 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止対策や遠距離であるなど、静岡県地震防災センター（以下、「センター」という。）への来館が難しかった県民に、オンラインによる安全・安心な防災啓発を図るため、3次元デジタル映像をインターネットに公開し、リモートで館内施設を疑似体験できる「静岡県デジタル地震防災センター」を開設する。

## 3 開設の時期

令和5年1月にインターネット上で公開する。（契約期間は2月末までとする。）

## 4 業務の内容

以下の映像コンテンツ等を制作し、センターホームページに映像視聴を開始するための入口を開設する。本業務による映像は、インターネットによる配信を前提としており、スマートフォン、タブレット型PC、モバイルPCなどの機器によって立体映像を視聴できるものとし、専用ソフトを必要としないものとする。

一般的に使用されている動画再生ソフトやファイルリーダーなどは含まない。

### (1) 館内3Dウォークスルー

ア センターホームページに、視聴を開始するための入口を設けること。入館時には居住地の入力を必須とし、居住地別に入館者数のカウントができるようにすること。居住地選択が入館の妨げにならないよう、簡易かつ視覚的に楽しみながら選択できる仕組みとする。なお、センターホームページは静岡県が管理するサーバーに設置されており、ページの編集は可能だが、使用できる視覚的効果は制限されており、制作した画像、動画ファイル等を格納するサーバーは保有していない。

イ 360度視点の主観映像で、館内見学を臨場感ある映像で疑似体験できる映像コンテンツを制作すること。解像度はフルHD以上とし、マウス又は視聴している機器の動きや角度、注視する時間などに応じて前後左右に視点を移動でき、展示物のテーマエリアを選択してジャンプすることも可能とすること。

ウ 館内に設置された解説パネル（ほぼA2サイズ、約140枚）、展示物の説明（30箇所）を撮影映像や画像、テキストにより、視認性、可読性の高い状態で表示できるようにすること。（解説パネルのテキストデータ及びPDFファイルはセンターが提供する。）

エ 本業務で制作する3種類の災害体験VR映像を、各災害に関連する展示物テーマエリアからリンクを張るなどして直接視聴できるようにすること。

オ 実際の館内映像にCGやアニメーション、音声・音楽等による演出を加えることもできるものとする。

カ 外国人に配慮した内容とすること。（例：やさしい日本語や多言語表記による案内、ナレーションや台詞の少ない構成等。解説パネルの多言語データ（英語、ポルトガル語、中国語：繁体字・簡体字、韓国語、タガログ語）はセンターが提供可能。）

## (2) 災害体験VR映像

### ア 基本事項

- (ア) 災害の恐ろしさを実感できる内容とし、災害への備えや適切な避難行動等、県民の行動を促す内容とすること。なお、「体調が悪い場合は視聴をお控えください。」などの説明を事前に挿入するなど、映像効果で体調が悪くなる場合を考慮すること。
- (イ) 上下左右全方向360度の範囲で制作し解像度はフルHD以上とすること。
- (ウ) 1本の動画は3分程度の長さとする。
- (エ) ナレーションや字幕、テキスト等が入る場合は日本語とすることとし、外国人も理解しやすい平易な表現とすること。
- (オ) 映像の最後などに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による事業であることを表示すること。
- (カ) 動画は、YouTubeへの公開を前提とし、スマートフォン用簡易VRゴーグルによる立体視に対応すること。

### イ シナリオ

次に掲げる3種類の災害を疑似体験するVR映像を制作すること。

#### (ア) 地震

- a マグニチュード9クラスの「超巨大地震」を自宅で被災した内容とすること。
- b 緊急地震速報の直後に大きな揺れがあり、家具固定されていないことにより家具が散乱したり、家屋が倒壊するなどの状況を再現し、家具・家電等の固定や家屋の耐震化など事前の備えの重要性を理解できる内容とすること。
- c 揺れが一時的に収まってからは、静岡県防災アプリ、緊急速報メール等を活用した積極的な情報収集、「わたしの避難計画」など日頃の備えの有効性を示唆する内容とすること。

#### (イ) 津波

- a マグニチュード9クラスの「超巨大地震」に伴う、大津波警報が発令される大きな津波を想定したものとすること。
- b 大きな揺れや長い揺れを感じたら津波情報を待たずに、より早く、より高く、より遠くへ避難することが重要だと理解できる内容とすること。
- c 静岡県防災アプリ、緊急速報メール等を活用した積極的な情報収集が重要だと理解できる内容とすること。
- d 津波からの避難施設や避難場所について紹介する内容とすること。
- e 津波災害に対する備えの重要性を理解し、津波避難エリアや避難場所マップの確認、防災訓練への参加の動機付けとなるものとすること。

#### (ウ) 風水害

- a 台風もしくは発達した低気圧による大雨の影響で、河川の水位が上昇し氾濫した想定とすること。
- b 「自宅」にて被災した内容とすること。
- c 地域に応じた洪水災害の危険性を理解できるものとすること。
- d 洪水災害に対する備えの重要性を理解し、ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成など、風水害に対する適切な避難行動についての理解を深める

動機付けとなるものとする。

#### ウ 制作過程における協議

映像の制作過程においては適宜打ち合わせを行った上で、さらに、少なくともシナリオ制作、映像制作、編集作業の各工程の終了段階で協議を行い、センターの承認を得た上で工程を進めること。

#### エ 監修

シナリオ及び映像の監修は静岡県危機管理部が行うものとし、館内の展示物や解説資料と一貫性のある内容とすること。

### 5 成果物

本業務の成果物として、以下のものを納品すること。

#### (1) 映像データ

映像は以下によりインターネット上に公開する他、別途SDメモリーカードに保存して納品すること。

##### ア 館内3Dウォークスルー

センターにおいて専用サーバーを設置・保守することができないため、保守費用が軽微なクラウド型サービスなど、所有サーバーが不要な状態で納品すること。

##### イ 災害体験VR映像

YouTubeでVR動画として配信する。

#### (2) その他の成果物

次のものをPDF形式やMicrosoftWord形式などの汎用データ形式で作成又は変換し、SDメモリーカードにより納品すること。

##### ア 制作した映像の概要書及びシナリオ

##### イ 業務実施記録

##### ウ 使用した映像や資料の出展及び諸権利関係の処理の状況等を整理した一覧

### 6 著作権等

(1) 本業務の成果に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、静岡県に帰属する。

(2) 本業務の成果物に使用される演出等の技術、映像、画像その他の第三者が有する全ての諸権利に関し、センターが成果物を利用するにあたり新たな負担や手続き等が生じることがないように、受注者の負担と責任において適切に処理すること。

(3) 本業務の成果物の使用に際して著作権、肖像権その他の諸権利の処理等に関し紛争が生じた場合は、その使用条件に反して使用したことに伴うものを除き、受注者がその責を負うものとしセンターは責を負わない。

### 7 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

### 8 その他

(1) 本業務の実施にあたり、資料映像等の提供に対する謝礼や交通費などが必要となる場合は、受託者において全ての手続きを行いその経費を負担すること。

(2) 本業務の実施にあたり、仕様書に明示なき事項、又は仕様書に明示された事項に対する疑義は、センターと受注者が協議して定める。